

ホームヘルプステーション旭ヶ丘《第1号訪問事業》重要事項説明書

令和6年6月改訂版

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 淳風福祉会
- (2) 法人所在地 岡山市南区箕島3566-1
- (3) 代表者氏名 理事長 光 宗 泉
- (4) 電話番号 (086)281-0862
- (5) 設立年月日 昭和56年7月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第1号訪問事業(介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス)
- (2) 事業所の目的

要支援者又は事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、第1号訪問事業を提供することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 ホームヘルプステーション旭ヶ丘
- (4) 事業所の所在地 岡山市北区万成東町2-28
- (5) 電話番号 (086)252-5050
- (6) 事業所の管理者 鳥 井 広 子
- (7) 開設年月日 平成12年10月1日

3 事業所の運営方針

ホームヘルプステーション旭ヶ丘は利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 岡山市全域とします。(旧御津町・旧灘崎町・旧建部町・旧瀬戸町は除く)
- (2) 営業日及びサービス提供時間
 - ア 営業日 12月31日・1月1日を除き月曜日から土曜日までとします。
 - イ サービス提供時間 原則として、午前8時30分から午後6時00分までとします。

5 従業者の配置状況

当事業所とのご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供するため、次の従業者を配置しています。

- (1) 管理者 1名
- (2) サービス提供責任者 1名 (訪問介護事業の管理者と兼務)
- (3) 訪問介護員 常勤換算 2.5人以上

6 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭を訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- ① 利用料金が介護保険から給付される場合。
- ② 利用料金の全額をご契約者が負担していただく場合。 があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割又は8割)が介護保険から給付されます。

《サービスの概要と利用料金と加算》

●サービス

① 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

例) 入浴介助 排泄介助 食事介助 身体整容 更衣介助 服薬介助 清拭 等

② 生活援助

家事を行うことが困難な利用者に対して家事援助を行います

例) 調理、洗濯、掃除、買い物 衣類の整理等

※ 上記のサービスは、例えばこの契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画(ケアプラン、第1号訪問事業にあつては第1号訪問事業計画、以下「介護予防訪問介護計画等」)において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間当たりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防訪問介護計画等において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III(要支援2のみ)	おおむね3回以上

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防訪問介護計画等がある場合には、それを踏まえ定められます。ただし、ご契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画等に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請等必要な支援を行います。

① 身体介護 (第1号訪問事業のうち生活支援訪問サービスでの契約の場合は提供できません)

- * 入浴介助……入浴の介助又は入浴が困難なご契約者には身体を拭く(清拭)などをします。
- * 排泄介助……排泄の介助、おむつ交換を行います。
- * 食事介助……食事の介助を行います。
- * 体位変換……体位の変換を行います。

② 生活援助

☆ 介護予防訪問介護サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

☆ 下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- * 調理……食事の用意を行います。(ご家族の調理は行いません。)
- * 洗濯……衣類等の洗濯を行います。(ご家族の洗濯は行いません。)
- * 掃除……居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- * 買い物……日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。(ご家族の買い物は行いません。また、預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

●利用料金

☆ **利用料金は1ヶ月ごとの定額制**です。介護予防訪問介護計画等において位置づけられた支給区分によって、次のとおりとなります。

☆ ご契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画等に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引き又は増額はしません。サービス利用内容に応じた基本単位数(月額)に 10.21 円を乗じた額の 1 割または 2 割・3 割をお支払い下さい。

基本料金(訪問型サービス)

	基本単位数	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)
訪問型独自サービス(11)				
I : おおむね週 1 回	1, 176単位	1, 201円	2, 402円	3, 603円
訪問型独自サービス(12)				
II : おおむね週 2 回	2, 349単位	2, 398円	4, 796円	7, 194円
訪問型独自サービス(13)				
III : おおむね週 3 回	3, 727単位	3, 805円	7, 610円	11, 415円

基本料金(生活支援訪問サービス)

	基本単位数	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担(3 割)
生活支援訪問サービス費(I)				
I : おおむね週 1 回	863単位	882円	1, 763 円	2, 644円
生活支援訪問サービス費(II)				
II : おおむね週 2 回	1, 723単位	1, 760円	3, 519円	5, 278円
生活支援訪問サービス費(III)				
III : おおむね週 3 回	2, 725単位	2, 783円	5, 565円	8, 347円

(注) 上記料金とは別に、介護職員処遇改善加算 I として、1 ヶ月利用の総単位数に1000分の137を乗じたもの、介護職員等特定処遇改善加算として1000分の63を乗じたもの、上級資格責任者配置加算100分の10相当の 1 割、2 割または3割が加算されます。

☆ 月ごとの定額制となっていますが、以下の1から5の場合は日割りの計算となります。

- 1 月途中に利用が開始、または休止、終了となった場合。
- 2 同月内で短期入所生活介護等の宿泊介護サービスを利用した場合
- 3 月途中に要介護から要支援に変更となった場合
- 4 月途中に要支援から要介護に変更となった場合
- 5 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

●加算

○初回加算（200単位/月）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護計画と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、若しくは他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合、当該月のみ加算される。

○生活機能向上連携加算（100単位/月）

訪問・通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等によりリハビリテーション専門職と共同して評価し、訪問介護計画書を作成した場合加算する。（生活支援訪問サービスの算定はなし）

○サービス提供資格評価加算（10単位/回）（生活支援サービスのみ加算）

指定訪問介護の訪問介護員の資格要件を有する職員によるサービス提供を評価する。

○上級資格責任者配置加算（生活支援サービスのみ加算）

指定訪問介護のサービス提供責任者の資格要件を有する職員をサービス提供の責任者とする体制を評価する

- ・上級資格責任者配置加算Ⅰ（86単位/月）…週1回生活支援サービスを利用した場合に加算。
- ・上級資格責任者配置加算Ⅱ（171単位/月）…週2回生活支援サービスを利用した場合に加算。
- ・上級資格責任者配置加算Ⅲ（271単位/月）…週3回生活支援サービスを利用した場合に加算。

●減算

同一建物内に居住する利用者に対しての減算割合の変更について

事業所と同一敷地内、又は隣接する敷地内に所在する建物、もしくは事業所と同一建物に居住する者へのサービス提供を行った場合、10%の減算となる。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の料金及び費用は、1ヶ月ごとに請求しますので、その月末までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算します。)

- ア 事務所窓口での支払い
- イ 指定口座(中国銀行)からの引き落とし(毎月 25 日)
- ウ 指定口座(伊予銀行)への振込み

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- ② サービスの変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

7 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員等

サービス提供時に、担当の訪問介護員等を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し入れ

訪問介護員等の交替を希望する場合には、当該訪問介護員等が業務上不適当と認められる事情その他、交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員等を交替することがあります。

訪問介護員等を交替する場合は、ご契約者及びその家族等に対してサービス上の不利益が生じないように十分に配慮するものといたします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は、当該説明書の「6 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示、命令

訪問介護サービスの実施に関する指示、命令は、すべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって、ご契約者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む。)は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ サービスの内容変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

⑤ 訪問介護員等の禁止行為

訪問介護員等は、ご契約者に対する予防訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ア 医療行為
- イ ご契約者若しくはその家族からの物品等の授受
- ウ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- エ 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- オ ご契約者若しくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- カ その他ご契約者若しくはその家族等に対して行う迷惑行為

(4) ご契約者及び家族等の禁止行為

- (1) 訪問介護員及び事業所の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷 などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
- (3) サービス利用中に訪問介護員を含むご契約者本人以外の写真や動画の撮影、
また 録音などをインターネットなどに掲載すること。

＜上記に関する具体的例の記載＞

暴力または乱暴な行為

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシュアルハラスメント

- ・訪問介護従事者の体を触る、手を触る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・訪問介護従事者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為 など

⑥ その他

- ・ご契約者・家族等からのお心づけは固くお断りしています。
- ・ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、訪問介護員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。

訪問介護員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合があります。

- ・酒酔い状態の場合は、サービスの提供を行いません。

8 個人情報の利用について

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
 - ① 指定介護予防訪問介護業務の遂行
 - ② サービス担当者会議での情報共有
 - ③ 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - ④ 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - ⑤ 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - ⑥ その他公官庁等の法律法令上の照会時
 - ⑦ スナップ写真等の事業所及び施設内掲示、広報誌・ホームページへの掲載
- (3) なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません
(救急病院への情報伝達など)
- (4) また、利用目的が変更される場合が事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

9 事業計画、財務内容サービス提供記録簿等の閲覧

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、ご利用者およびご利用希望者と
 そのご家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。ご希望者は、閲覧希望書に
 必要事項を記入し、職員までお申し込みください。閲覧希望書は事務所にありますので、必要な方
 は職員までお申し付け下さい。

10 苦情の受付

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は、下記の従業者で受け付けます。

ア 苦情受付担当者 サービス提供責任者 鳥 井 広 子
 イ 受 付 時 間 毎週月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 6 時
 ウ 連 絡 先 ホームヘルプステーション旭ヶ丘 (086) 252-5050 (代)

- (2) 苦情処理手順

苦情を受けた訪問介護員(訪問支援員)は、サービス提供責任者(訪問支援責任者)に報告し、
 サービス提供責任者は速やかに管理者に状況を報告します。

また苦情用紙に経過を記入し、職員間でミーティングを設け、再発防止に努めます。

- (3) 行政機関その他苦情受付機関

機 関 名	所在地	電話番号(代表)	受付日時
岡山市事業者指導課	岡山市北区大供 3-1-18	(086) 212-1013	(月～金曜) 8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町11 -6	(086) 223-9101	(月～金曜) 8:30～17:00
岡山県運営適正化委員会	岡山市北区南方2-13 -1	(086) 226-2822	(月～金曜) 8:30～17:15

11 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する指定訪問介護(訪問支援)の提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者及び利用者の家族、居宅介護支援事業所に連絡をとるとともに、必要かつ適切な措置を講じます。
また、事故の再発防止策を講じます。
- (2) 利用者に対する指定訪問介護(訪問支援)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

年 月 日

第1号訪問事業サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

ホームヘルパーステーション旭ヶ丘

説明者 職 名 サービス提供責任者 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者 住 所 氏 名

ご契約者の家族等

住 所 氏 名

(続柄:)